

令和4年11月28日
高知県農業協同組合

利用者本位の業務運営に関する取組方針

高知県農業協同組合は、組合員・地域の皆様と共により良い未来をつくることを経営理念として掲げています。

当組合では、この理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、より利用者本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

1. 利用者への最適な商品提供

(1) 利用者提供の金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、利用者の多様なニーズにお応えできるものを選定します。なお当組合は、金融商品の組成に携わっておりません。【原則2本文および(注)、原則3(注)、原則6本文および(注2、3)】

2. 利用者本位のご提案と情報提供

(1) 利用者との対話を重視し、金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、利用者におふさわしい商品をご提案いたします。【原則2本文および(注)、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】

(2) 利用者の投資判断に資するよう、利用者のリスク許容度に応じた商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。【原則4、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】

(3) 利用者にご負担いただく手数料について、利用者の投資判断に資するよう、各種パンフレット等を用いて丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。【原則4、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】

3. 利益相反の適切な管理

(1) 利用者への商品選定や情報提供にあたり、利用者の利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。【原則3本文および(注)】

4. 利用者本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

(1) e-ラーニング研修の受講や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、利用者本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。原則2本文および(注)、原則6(注5)、原則7本文および(注)】

(※) 上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」(2021年1月改訂)との対応を示しています。